令和７年度　富里市立七栄小学校いじめ防止基本方針

富里市立七栄小学校
平成２６年２月１４日策定
平成２８年４月　１日改訂
平成２９年３月３１日改訂
平成３０年４月２０日改訂
平成３１年４月２３日改訂
令和　２年４月２４日改訂
令和　３年７月２８日改訂
令和　４年４月１９日改定
令和　５年３月２４日改訂
令和　６年４月　１日改訂
令和　７年４月　１日改訂

はじめに

本校では，「いじめは決して許されないことであり，また，どの子どもにも，どの学校でも起こりうるものである。」という認識のもと，改めていじめ問題を直視し，いじめの兆候をいち早く把握して，迅速に対応していくために「いじめを許さない風土づくり」を，早急に確立していかなければならないと考える。

そこで，本校では，いじめ防止対策推進法及び，とみさと教育プラン並びにとみさと教育指導指針を受け，いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために教職員，児童生徒等から幅広く意見を聴取して「富里市立七栄小学校いじめ防止基本方針」を策定する。いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり，正確に丁寧な説明を行い，隠蔽や嘘偽の説明を行わないこととする。

第１章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

１　いじめの定義

いじめとは，「児童に対して，当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

（１）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

①例えばいじめられていても，本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ当該児童生徒の表情や様子を含め細かく観察するなどして確認する必要がある。

②けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。

③意図して行った行為ではなく，また，一回のみで継続して行われた行為でなくても，相手が心身の苦痛を感じている場合はいじめと認知する。

（２）「一定の人的関係」とは，学校内外を問わず同じ学校・学級やクラブ活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など,当該児童と何らかの人間関係を指す。

（３）「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても,見えない所で被害が発生している場合もあるため,背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

なお，例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが，当該児童がそのことを知らずにいるような場合など,行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても,加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて,いじめられた児童の立場に立って,いじめに当たると判断した場合にも,その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば,好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合,軽い言葉で相手を傷つけたが,すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては,学校は,「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし,これらの場合であっても，法が定義するいじめに該当するため，法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

２　具体的ないじめの様態

・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
・仲間はずれ，集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる等

３　いじめの理解と基本理念

（１）いじめは，どの子供にも，どの学校でも，起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童生徒が入れ

替わりながら被害も加害も経験する。また,「暴力を伴わないいじめ」であっても,何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで,「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

（２）国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば，暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について，小学校４年生から中学校３年生までの６年間で，被害経験を全く持たなかった児童生徒は１割程度,加害経験を全く持たなかった児童生徒も１割程度であり，多くの児童生徒が入れ替わり加害や禍害を経験している。

（３）いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性),「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

4　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめは，全ての児童生徒に関係する問題であることから，いじめの防止などの対策は，全ての児童生徒が安心して楽しい学校生活を送り，学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は共通理解を図る必要がある。

（２）いじめは決して許されないことであるという認識のもと,「いじめは,しない,させない,許さない」等のスローガンを児童会を通して,浸透させることが大切である。また，全ての児童生徒がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめ防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，教職員が十分に認識した上で，児童生徒に理解できるようにしなければならない。

（３）いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，県，市，学校，家庭，地域その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

（４）児童生徒の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに,相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は，あくまでもいじめられている児童生徒の立場に立つという認識によることに留意する。また，いじめの相談などにおいては，初めに関わった人が一人で抱え込まず，早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。

（５）特に配慮が必要な児童生徒，例えば，発達障害を含む障害のある児童生徒・帰国子女，外国人の児童生徒・性同一性障害等・東日本大震災により被災した児童生徒,及び原発事故により避難している児童生徒・新型感染症に関わる児童生徒（本人・家族の感染経験・諸外国に保護者を持つ児童生徒）等については，教職員がその特性を理解し，学校全体で注意深く見守り，日常的に適切な支援を行い，い

じめの未然防止，早期発見に取り組む。

（６）長期欠席児童，感染症に伴う欠席をしている児童（ワクチン接種等も含む）に係わる差別や偏見を生じさせず，十分な配慮を行う。

（７）過度の競争意識，勝利至上主義等により，児童生徒のストレスを高めることがいじめを誘発する場合があることを認識し，適切に対応する。

（８）自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を実態に応じて実施する。

（９）自分がいじめられていることや，周囲のいじめについて，勇気をもって教師や保護者へ相談することは，正しい行いであることを教育活動全般において指導する。

(10) 児童生徒に対して，いじめの傍観者とならず，教職員への報告や相談等，いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるための取組を実施する。

(11) ＳＯＳの出し方教育について，年間計画に盛り込み，年度始めなど適切な時期に，県が作成した指導資料等を活用して実施する。

発達障害またはその疑いがある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり，いじめを行ったりする場合がある。これらの児童生徒については，その特性から,自分がいじめられているとの認識が弱かったり，自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために，いじめが発見されにくいことがある。また，当該児童生徒自身が相手が嫌がっているということ自体を認識していくこともある。これらの点に十分に留意する。

第２章 いじめ防止等のために本校が実施する施策

１　いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

（１）責務

学校は,いじめの防止等のため,学校いじめ防止基本方針に基づき,学校いじめ対策組織を中核として,校長の強力なリーダーシップの下,一致協力体制を確立し,教育委員会とも適切に連携の上,学校の実情に応じた対策を推進する。そして,保護者,地域住民,教育委員会,児童相談所,警察,その他関係機関等との連携を図りつつ,学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに,児童がいじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処する。

（２）学校いじめ防止基本法の策定

本校は,国の基本方針又は千葉県いじめ防止基本方針を参酌し,自校の実情に応じ,法第１３条の規定により「学校いじめ防止基本方針」として定める。策定した学校いじめ防止基本方針については,学校ホームページなどで公開する。

（3）基本姿勢

①いじめを許さないという毅然とした態度で，いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気作りに努める。

②児童一人一人の有用感を高め，自尊感情を育むとともに，自他の存在を認め合える教育活動を推進する。

③いじめ防止，早期発見，早期解決のために，いじめに対する認識を全職員で共有する。

④いじめ防止，早期発見，早期解決のために，職員がチームで教育活動にあたるとともに，保護者や関係団体，専門家との連携を図る。

（4）コンプライアンス【法令遵守】

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し，これを遵守するとともに，いじめの防止等のための基本方針を受けて策定した，「学校基本方針」に基づいて，いじめ防止，早期発見，早期解決にむけての教育活動を充実させる。

また，いじめ問題への対応にあたっては，「学校基本方針」に基づいて適切な情報収集を行い，その内容について正確に丁寧な説明を行い，隠蔽や虚偽の説明を行わない。

2　いじめ防止等のための学校による施策

（1）いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は,いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため,法第２２条により管理職を含む複数の教職員,教育相談員,スクールカウンセラー等からなる,校内組織を設置する。

いじめ防止対策委員会は，その役割が多岐にわたっているため，その構成は固定的なものではなく，協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとすることが有効である。また，いじめ対策が，全職員の共通理解の下に実効化されるよう，人員配置の工夫をする。

①　名称　富里市立七栄小学校いじめ対策委員会

②　校内組織

学校いじめ防止基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長，教頭，生徒指導主任，教務主任，学年主任，教育相談担当，養護教諭，特別支援コーディネーター，いじめ対策相談員。

日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

校長，教頭，生徒指導主任，教育相談担当，養護教諭，
特別支援コーディネーター

いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に関係する職員が加わる。）

校長，教頭，生徒指導主任，関係学年主任，担任，関係学年職員，その他必要

に応じて教務主任，教育相談担当，養護教諭，特別支援コーディネーター，スクールカウンセラー等。

③家庭や地域，関係機関と連携した組織
校長，教頭，生徒指導主任，教育相談担当，ＰＴＡ役員，民生委員・児童委員，教育委員会等，（組織の一部に当該いじめ事案に関係する機関が加わる。）

④校内組織は,学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

いじめの未然防止のため,いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。

【早期発見・事案対処】

①いじめの早期発見のため,いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。

②いじめの早期発見・事案対処のため,いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報があった時には緊急会議を開催するなど,情報の迅速な共有,及び関係児童に対するアンケート調査,聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。

③いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実証や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。

②学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき,いじめの防止等に係る校内研修を企画し,計画的に実施する役割。

③学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかいついての点検を行い,学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

校内に設置された本組織は具体的に以下の役割を果たす。

④学校経営方針に基づくいじめ防止の取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。

⑤いじめの相談・通報の窓口としての役割。

⑥いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割。

⑦いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

第３章　いじめの未然防止について

１　いじめを許さない学校づくり

（１）教育活動全体を通して，「いじめはぜったいに許されない行為である。」という認識を全教職員，全児童が共有できる学校風土を醸成する。

（２）学校は「いじめを許さない。」「いじめられている子を徹底的に守る。」という姿勢を日頃から示す。

（３）傍観者とならず，教職員への報告・相談等，いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を認知させる。

職員ができること・呼びかけること
・担任による年３回の学級児童全員対象の教育相談及びアンケート調査 ・職員会議後（打ち合わせの中で）の全職員による生徒指導情報交換 ・年間を通して，情報をファイルへ記録（児童・保護者）・・新年度新担任へ引き継ぎ ・全学級児童の成長に合わせためあて（目標）を立てる。 （月毎または学期毎）→掲示 ・『七栄っ子の一日』の励行。振り返り。（各教室へ掲示）

２　児童，保護者への啓発活動

（１）学校便り等を活用して，定期的にいじめに対する本校の姿勢を明らかにし，いじめに対する情報を提供する。

（２）年度始めには，いじめ問題に対する基本方針（本方針）や保護者の責任等を明らかにし，児童や保護者の理解を得る。

（３）いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し，心配のある際は速やかに学校に相談するよう啓発に努めるとともに，保護者との連絡方法についても明確に示す。

児童が中心に活動できること
・委員会活動での働き掛け ＊生活安全委員会・・「あいさつ運動」「廊下歩行の呼びかけ」 栽培美化委員会・・「靴箱・掃除ロッカーの整頓確認」 放送委員会・・「毎月の各学級のいじめ防止の取り組み発表」「標語紹介」 他の委員会からも考えて活動の中に入れていく事を検討中 ＊代表委員会での話し合い・・各学級，委員会へ代表委員会で出た内容をおろし，自分たちができる「いじめ防止」策を考えて，みんなで取り組む。 ・異学年清掃 ・なかよし班活動（縦割り活動）

（４）いじめはどの学校でも，どの子にも起こりうるとの認識のもと，いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査を実施する。（６月・１１月・１月に実施）
（５）原則として記名調査とする。調査実施時にいじめ加害者が被害者に圧力をかけることも想定されるため，実施時には，「あなたの書いたアンケートの内容は誰にもわからないようにする。」「友達の書いたアンケート内容を詮索しない。」ことを取り決め，全児童に周知する。
（６）アンケート用紙は，５年間保管する。
（ただし，重大事態として係争中の事案については，期間を延長する場合がある。）

３　教職員の発言
（１）教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認する。
（２）不適切な発言については一切排除し，職員同士が互いに注意し合えるようにする。
（３）学校全体が一堂に会した場において，全教職員，全児童で暴力や暴言を排除することを確認する。

４　生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
（１）教職員と児童の「共感的人間関係」を基盤に，児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」する場面を授業のなかに取り入れて，「わかる授業」が展開できるようにする。
（２）規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加，また活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

５　計画的，組織的な指導計画の作成及び実施
富里市立七栄小学校 いじめ対策 年間計画
□教職員の活動 ○主に児童の活動　△保護者への説明・啓発　◎通年で取り組む活動

	いじめ対策	留意事項
４月	□学年間の情報交換及び生徒指導ファイルの引き継ぎ □いじめ防止基本法の再確認と修正事項の検討 □いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成 □SOS の出し方教育について，実施計画をたてる。 □教育相談強化週間を設定する。 ○いじめ撲滅宣言 →全校集会や学級開きで教師の決意表明 ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり	・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・『七栄っ子の１日』の約束を確認する。（学級

	○いじめゼロ宣言（昼の放送でのクラス発表の開始） △保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 →学年始め授業参観・保護者会 □幼小中高生指導研修会 ○入学式 ○地区児童会 ○1 年生を迎える会 →異学年との交流 ◎体験学習・課外活動を通した人間関係づくり ◎代表委員会を開く① ◎コロナ感染によるいじめがおきないように，いじめや差別，偏見について指導していく。	内掲示） ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 ・保護者会で七栄小の取り組みについて説明する。 ・研修会後全職員に連絡し，共通理解を図る ・新しい友達を全校児童で温かく迎える。人間関係づくりに努める。 ・３密にならないように各学級単位で気を付ける。 ・ＳＮＳ，ラインなどによるいじめについても指導する。
5 月	□校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」 ◎代表委員会を開く② →各学級の取り組み	・児童の班編制や席交換の場面に留意する。 ・いじめ防止について全校でめあてを持って取り組む。
6 月	□「いじめアンケート」の実施と分析 ○教育相談の実施 →教師と児童１対１の教育相談 △授業参観	・いじめアンケートを受けて教育相談を実施する。 ･6 月は児童生徒の人間関係に変化が起きやすい時期である。 ・学級の様子を参観
7 月	○学校評価の実施→児童生徒・保護者の意見を聞く ○いのちを大切にするキャンペーン →イエローリボンキャンペーンの実施	･いじめ対策を点検する。 ・各学級での取り組み掲示。いじめゼロ宣言とイエローリボンの配付。

	◎代表委員会を開く③ →各委員会の取り組み ◎地区児童会 △保護者との個別面談 ○学校評価の実施→児童生徒・保護者の意見を聞く	・各学級・各委員会でのいじめ防止への取り組みを振り返り，次のめあてを持たせる。 ・地域の情報を共有する。 人間関係づくり ・家庭で気になっている問題について話し合う。 ・いじめ対策を点検する。
8月	□教育相談に係る研修講座への参加 □いじめに関する職員研修 □小中生徒指導研修会 ○長期休業明け自殺予防の取り組み □人権研修 ○学区夏祭りへの参加	・相談技術の向上を図る。 ・研修会後全職員に連絡共通理解を図る ・SOSの出し方に関す研修をして共通理解を図る ・人権ビデオの視聴 ・地域の方々とのふれあいの場を持つ。
9月	□児童の変化を確認 ○夏休み明けの人間関係づくり・学級ルールの再確認 ◎行事（校外学習・修学旅行）をとおした人間関係づくり ◎行事（運動会）をとおした人間関係づくり ◎いじめゼロ宣言（掲示物作り） ○代表委員会を開く④ →各学級の取り組み	・防止法P.22資料４いじめ発見のポイントをもとに，児童の変化を観察する。 ・縦割りで団結することで，互いに応援し合う。 ・いじめ防止について全校でめあてを持って取り組む。
10月	△授業参観 ○七栄親子祭りへの参加 △○親子レク（１０月～２月の期間で実施） △携帯電話教室（４年） ○代表委員会を開く⑤	・学級の様子を参観 ・地域の方々とのふれあいの場を持つ。 ・保護者が，学年の児童と触れ合うことで，学年に応じた児童の様子や実態を知る機会となる。 ・携帯電話による児童間のトラブルを知らせる。
11月	□「いじめアンケート」の実施と分析 ○教育相談の実施	・いじめアンケートを受けて教育相談を実施する。

	○代表委員会を開く⑥	
12月	◎代表委員会を開く⑦ →各委員会の取り組み △保護者との個別面談 ◎地区児童会 ○人権週間（人権意識啓発活動）	・各学級・各委員会でのいじめ防止への取り組みを振り返り，次のめあてを持たせる。 ・家庭での問題について話し合う。 ・地域の情報を共有する。 人間関係づくり ・人権感覚を高める。
1月	○冬休み明けの人間関係づくり・学級ルールの再確認 ○代表委員会を開く⑧ →各学級の取り組み □「いじめアンケート」の実施と分析 ○学校評価の実施→児童生徒・保護者の意見を聞く	・防止法P.22資料4いじめ発見のポイントをもとに，児童の変化を観察する。 ・いじめ防止について全校でめあてを持って取り組む。 ・いじめ対策を点検する。
2月	○冬休み明け教育相談の実施 ◎代表委員会を開く⑨ △学年末保護者会・携帯電話教室（6年）	・いじめアンケートを受けて教育相談を実施する。 ・各学級・各委員会でのいじめ防止への取り組みを振り返り，次のめあてを持たせる。 ・進級に向けて情報交換をすることができる。

3 月	□生徒指導ファイルの整理，進級する学年への引き継ぎ情報の作成 ○6 年生を送る会 ○卒業式 ◎地区児童会 □小中の情報連携のための連絡会 ○インターネットを通じたいじめについての学習会 ○いじめ防止基本方針の見直し	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をする。 ・卒業生に感謝の気持ちを持って参加する。 ・地域の情報を共有する。人間関係づくり ・研修会後全職員に連絡共通理解を図る。

（道徳教育）

「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え，議論する」ことを意識した道徳教育の充実を図り，いじめの防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

（人権教育）

人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。人権教育の充実と，お互いを思いやり尊重し，生命を大切にする指導を，学年や発達の段階に応じて行う。また指導計画にかかわらず，教育活動全体を通して，自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導支援を継続する。

（体験活動）

単に何かを体験すればよい，ただ交流すればよいといった位置づけや意識ではなく，児童の学年や発達の段階に応じた，集団の一員としての自覚や態度，資質や能力を育むために行うものであることを意識して場や機会を位置づけていく。

◎七栄っ子体験活動：グループ学習・地域学習を中心に学年にふさわしい活動方法を考慮し，集団の一員としての自覚や態度，資質や能力を育むために行うものであることを意識して場や機会を位置づける。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級
4月～7月	○ともだちたくさんつくろう（生活科） ○わたしのがっこうどんなところ（生活科）	○2 年生になったよ（生活科） ・1年生へ学校案内	○富里市の特産物「スイカ」について調べよう（総合）	○下校の友達づくり（学級活動）	○お米大捜査線（総合）（4月～12月） ○小見川へ行こう ・4年生に向けて報告会を含む（総合）（5月～9月）	○1 年生を迎える会をしよう（総合） ○キャリアトーク（総合） ○修学旅行に行こう（総合）	○動植物の世話（日常）
9月～12月		○わたしの町はっけん（生活科） ・地域の人との関わり	○水族園に行こう（総合） ○チョボラにちょうせん（総合）				○学習発表会（生活単元） ○バザー（生活単元）
1月～3月	○かぞくでいっしょにおしょうがつ（生活科）	○自分はっけん（生活科） ・身近な人と自分の成長を伝え合う。 ・自分の成長を感謝する。	○変わってきた人々のくらし（社会科）	○チャレンジングイングリッシュ（総合）	○幼小交流会（総合） ・1，5年生と幼稚園 ○ありがとう6年生（総合）	○残そうぼくらの思い（総合・在校生へ向けて）	○買い物学習（生活単元）

6　児童の自発的な活動の支援

児童会活動において，いじめに関わる問題を取り上げて，児童（生徒）が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。この活動を通して自分たちが「いじめをなくしていこう。」という意識を醸成していく。

7　ネットいじめ対策の推進

児童及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように，必要な啓発活動として，外部講師を招き，携帯電話教室等を行う。

8　いじめに関する教職員の研修

（1）いじめの基本認識を共有する。

（2）いじめ問題に関する指導上の留意点等について，教職員間の共通理解を図り，その観察力や対応力の向上を図る。

（３）「いじめ問題に関する取組事例集」「生徒指導提要」「生徒指導の充実のために」等を活用して，いじめの構造やいじめの進行，いじめの変遷やいじめの態様等の研修を行う。

第４章　いじめの早期発見

いじめはどの学校でも，どの子にも起こりうるとの認識のもと，いじめの抑止力及びいじめの早期発見のためにアンケート調査を行う。

アンケートに答えることで「ぼくはいじめられているかも知れない。」と，自覚する子もいる。「ぼくは，○○君をいじめているかも知れない。」と，いじめている児童（生徒）に自覚を促す役目も果たす。「誰かに自分のこと書かれるといけないから，あんなこと言うのは止めとこう。」と，日常生活でいじめ行為を抑制することにもなる。また，全校同じアンケートが実施されることは，アンケート項目が，児童の共通認識になる。「これは，してはいけないことだと学校中のみんなが知っている。」という共通認識は，児童に自制を促すと同時に大きな安心感を与える。教師がアンケートを見れば，いくつもの項目に印のある児童は注意しなければならないことがすぐにわかる。また，使役行為をされている児童，友達から「いじめられているのではないか。」と報告されている等，危険な項目に名前が書かれている児童を見つけることができる。児童の間ではやっているカードの交換，メールいじめや金銭のやりとり等，教職員の知らない子どもの裏文化が見つかることもある。

この実態をふまえて本校は子どもの問題行動の具体的な指導のてだてを明確にする。これを集計して，全校職員で「いじめ対策に係る会議」を開き，クラスだけでなく，他クラスとの関連問題，学年を越えた繋がりのある問題を把握し対応する。

また，いじめられている児童は，自尊心から自分が「いじめられている。」とは書かない場合が多々ある。児童から訴えない理由はそこにあることが多い。特に，小学校高学年，中学生には，そうした児童が多くいると考えられるので，友達からの情報が重要な役割を果たす。また，友達から「いじめを受けている子」の項目に名前があげられた子は，いじめが相当深い段階に入っていると考えられる。その場合，早急に対応しなければならないので，そうした児童の発見にも役立てる。

いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し，速やかに学校に相談してもらう。

上記のことを，定期的に行うことで，子供たちに「いじめを訴える機会がある。」という安心感を与えることができる。「今は我慢しているけれど，次回には書こう。」と，児童は，問題の解決を未来に託すこともできる。

（時期）

６月　　１１月　　１月

（方法）

低，中，高学年別に作成し記名方式で実施する。

（内容）

※学校の実態に合ったアンケート作成する。　　資料５参照

１　いじめを認知する取組

（１）アンケート調査以外に，個別面談や教育相談等を実施する。

（個別面談・教育相談）

（２）学校全体として定期的な面談を実施する。児童（生徒）が希望をする時にはいつでも対応する。

（３）面談方法や面接結果について，スクールカウンセラー等，専門的な立場からの助言を得る。

（観察）

（１）多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより，発見の機会を多くする。（縦割り清掃，なかよしタイム）

（２）教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり，児童用のトイレを利用したりして，気になる場面の発見につなげる。

（３）休み時間，昼休みのなかよしタイム，児童との遊びを通しての交流，放課後の校内巡回を計画的に行い，発見につなげる。

第５章　いじめの相談・対処について

１　学校におけるいじめの相談・通報窓口

<u>管理職・担任・養護教諭・相談ポスト「てんとうむし」</u>

（１）定期的な教育相談を実施するとともに，日常的に相談しやすい人間関係の構築に努める。

（２）日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という，教職員の姿勢を伝えるとともに，実際に訴えがあった場合には，保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し，担任やカウンセラーを中心に，報告してくれた本人の心のケアに努めるとともに，具体的に心身の安全を保証する。

（３）事実関係や，相談ポストに投稿した児童の気持ちを傾聴する。

（４）「あなたを信じているよ。」という姿勢で，疑いをもつことなく傾聴する。事実関係の客観的な把握にこだわり，状況の聴取だけにならないように注意する。

（５）周囲の児童からの訴えがあった場合，いじめを訴えたことにより，その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため，他の児童から目の届かない場所や時間を確保し，訴えを真摯に受け止める。「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え，情報の発信元は，絶対に明かさないことを伝え，安心感を与える。

（６）ささいな兆候であっても，早い段階から的確に関わりをもち，いじめを積極的に認知し，対応する。また，いじめの情報を教職員に報告した児童が，不利益な立場になることなく，学校生活を送ることができるよう配慮する。

２　学校以外のいじめの相談・通報窓口（保健室等）

いじめ電話相談窓口を児童に周知する。
富里市教育委員会　　　　０４７６－９３－７６５９
富里市教育相談
富里市ふれあいセンター０４７６―９１－６６００

チャイルドライン千葉　０１２０－９９－７７７７
千葉県警察少年センターヤングテレホン０１２０―７８３－４９７
子どもの人権110番（法務省）０１２０－００７－１１０
２４時間子どもSOSダイヤル ０１２０－０－７８３１０
子どもと親のサポートセンター０１２０－４１５－４４６
臨床心理士，学校心理士などの相談員が交代で相談に応じる。24時間対応

３　いじめを受けたとき，目撃したときの相談・通報についての指導
（１）いじめられていることを「恥ずかしい。」「みじめである。」と考えない。
（２）相談，通報は適切な行為であり，「ちくり」といわれる行為は卑怯なことではない。

４　いじめに対する措置
（１）法第２３条第一項は,「学校の教職員,地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は,児童等からいじめに係る相談を受けた場合において,いじめの事実があると思われるときは,いじめを受けたと思われる児童等在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており,学校の教職員がいじめを発見し,又は相談を受けた場合には,速やかに,いじめ対策委員会に報告し,学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち,学校の特定の教職員が,いじめに係る情報を抱え込み,報告を行わないことは,同項の規定に違反し得る。また,教職員は学校の定めた方針に沿って,いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。情報共有を行った後は,事実関係の確認の上組織的に対応方針を決定し,被害児童を徹底して守り通す。
（２）いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は，事実関係の確認の上，組織的に対応方針を決定し，いじめの被害児童生徒の安全確保を最優先し，徹底して守り通す。
（３）教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には，速やかに学校いじめ対策組織に報告し，事実関係の把握，いじめであるか否かの判断は組織的に行う。
（４）また対応不要であると個人で判断せずに，すべて学校いじめ対策組織に報告・相談する。
（５）学校の定めた方針や対処プランに沿って，いじめ加害者や周辺の生徒への聞き取り調査等を実施し，いじめ加害者には教育的配慮の下，毅然とした指導を行う。その保護者には，事実に対する理解や納得を得た上で，学校と連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに，継続的な助言を行う。

5　事実確認と報告

（1）児童がいじめを受けていると思われるときは,すみやかに事実確認を行うための措置を講ずるとともに,その結果（いつ，どこで，誰が，何を，どのように等）を管理職・生徒指導担当に報告するとともに，情報を記録しておく。

（2）いじめが認知された場合には，被害・加害の双方の保護者に対して，「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど，信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

6　当該児童への支援と指導

（1）事実が確認された場合には,いじめをやめさせ,その再発を防止するために,心理や福祉等の専門家の協力を得ながら，いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行う。

（2）適切な調査に基づき，被害児童生徒，保護者には適宜状況を説明し，安心して通学するための措置を確実に行う。説明においては，被害者，加害者を問わず，事実を正確かつ速やかに伝える。

（3）いじめは，単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態は，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

（4）加害児童生徒に対して，被害児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等，被害児童生徒又はその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる場合がある。

7　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは，少なくとも３ヶ月を目安とする。判断の時点で，本人及び保護者に確認する。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要である判断される場合は，この目安にかかわらず，教育委員会又はいじめ対策委員会の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害児童の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

8　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校はいじめが解消に至っていない段階では，被害児童を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては，いじめが解消に至るまで

被害児童の支援を継続するため，支援内容，情報共有,教職員の役割分担を含む対処プランを策定し,確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは,あくまで,一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも,いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ,学校の教職員は,当該いじめの被害児童及び加害児童については,日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については，いじめの解消に向けた取組だけでなく，保護者や関係機関との連携を図りつつ，不登校対策の充実に取り組む。

9　いじめ事案が発生したときの報告連絡体制

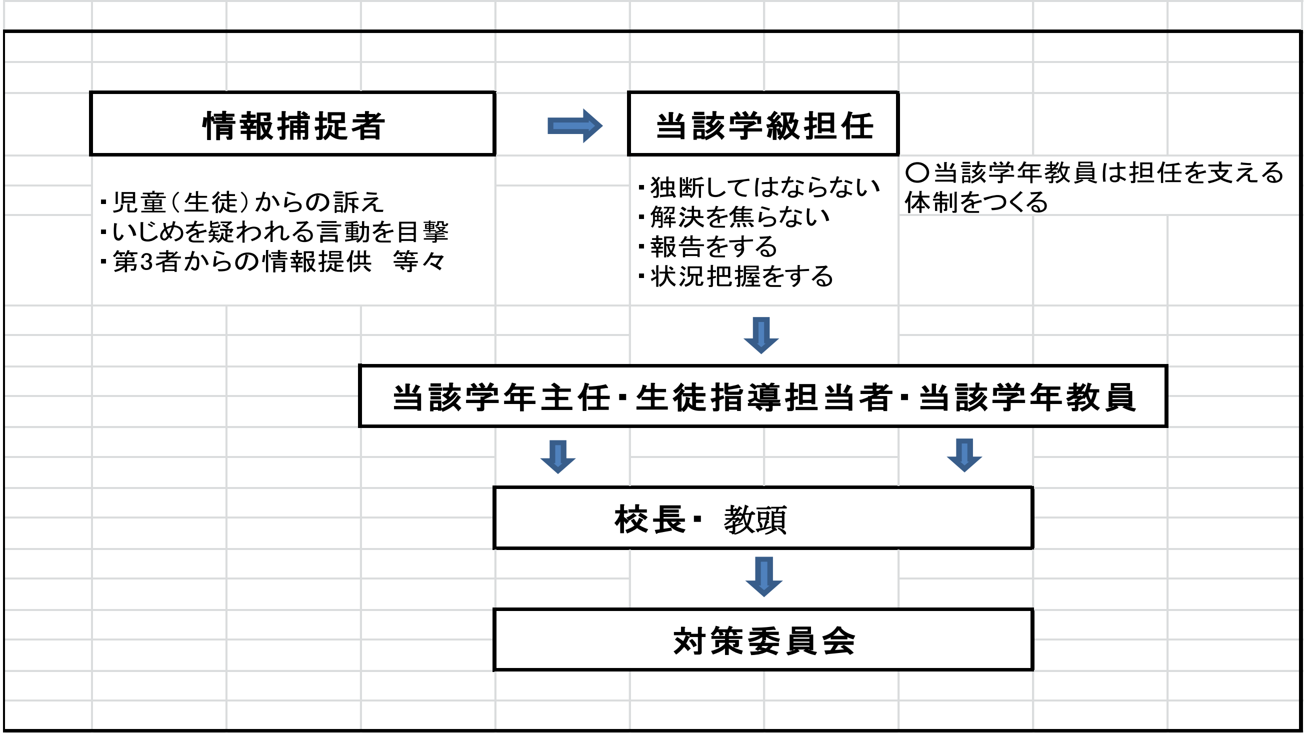

10　関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発生状況を報告する ・対応方針について相談する ・児童や保護者対応を相談する	教育委員会
・いじめによる暴行，傷害，恐喝等の刑事事件の発生時	教育委員会 児童相談所 北総地区少年センター 成田警察署（生活安全課）
・いじめられた児童が外傷や心的外傷を負った場合	医療機関
・いじめられた児童，いじめた児童の心のケアが必要な場合	児童相談所 子どもと親のサポートセンター

11　被害者への対応

【基本的な姿勢】

→傾聴・絶対的な味方・交友関係の醸成・自立の支援

（１）いかなる理由があっても，徹底していじめられた児童の味方になることを表明する。

（２）児童の表面的な変化から解決したと判断せず，支援を継続していく。

【事実の確認】

（１）担任を中心として，児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。

（２）いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け，共感しながら事実を聞く。

【支援】

（１）学校はいじめ加害者をぜったいに許さないことを表明し，今後の指導について伝える。

（２）自己肯定感を喪失しないよう，児童のよさや，優れているところを認めて励ます。

（３）いじめ加害者との今後の接し方等，行動の行方を具体的に指導する。

（４）学校は，安易に解決したと判断せずに，経過をしっかり見守っていくことを伝えいつでも相談できる体制にあることを確認する。

【経過観察】

（１）面談や生活ノートを使って定期的に相談活動を行い不安や悩みの解消に努める。

（２）授業等で活躍の場や友人との関係づくりを支援していく。

12　加害者への対応

→毅然とした対応・内省・成長の見守り・被害者心情への斟酌

【基本的な姿勢】

（１）いじめを行った背景を理解しつつ，行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。

（２）自分はどうすべきだったのか，これからどうすればよいのかを内省させる。

【事実の確認】

（１）加害者に対応する教師は，中立の立場で事実確認を行う。

（２）嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

（１）被害者のつらさに気づかせ，自分が加害者であることの自覚を持たせる。

（２）いじめは決して許されないことに気づかせ，責任転嫁することを許さない。

（３）いじめに至った心情や関わったグループ内での立場等を振り返らせながら，今後の行動について考えさせる。

（４）不平不満，いらだつ気持ちを聞き取る。

（５）事案が重大事態であると判断された場合やいじめの内容及び状況に応じて，学校は，学校教育法第三十五条により出席停止の手続きをとる。

【経過観察】

（１）生活ノートや面談を通して，教師との交流を続けながら成長を確認してい

（２）授業や特別活動等を通して，エネルギーをプラスの方向に向かわせ，良さを認めていく。

13　観衆，傍観者への対応

【基本的な指導】

（１）いじめは，当事者だけの問題ではなく，学級や学年等集団全体の問題とであることを確認し，集団全体で対応していく。

（２）いじめの問題に，教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

いじめの事実を告げることは，「チクリ」などというものではないこと，辛い立場にある人を救うことであり，人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

（１）周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も，問題の関係者として事実を受け止めさせる。

（２）被害者は，観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

（３）これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。

（４）いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返

らせる。
（５）いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
（６）聴取については，聴取場所の環境を整え，過度の緊張感や圧迫感を与えないように，できるだけ短時間で行う。
（７）聞き取った内容の保存を確実に行う。
（８）聞き取りの際には，言葉遣いや態度に十分注意する。

14　保護者との連携

【いじめを受けた児童の保護者との連携】
（１）事実が明らかになった時点で，速やかに家庭連絡をする。いじめの内容や状況によっては家庭訪問を行い，学校で把握した事実を正確に伝える。
（２）学校として徹底して子どもを守り，支援していくことを伝え，対応の方針を具体的に示す。
（３）対応経過をこまめに伝えるとともに，保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
（４）いじめの全貌がわかるまで，相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
（５）対応を安易に終結せず，経過を観察する方針を伝え，理解と協力を得る。
（６）保護者からの訴えに対し，安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言うことがないようにする。事実を調べ，いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
（７）「お子さんにも問題があるからいじめにあう。」などの誤った発言をしないようにする。

【いじめた児童の保護者との連携】
（１）事情聴取後，事実を経過とともに伝え，速やかに家庭連絡をする。いじめの内容や状況によっては家庭訪問を行い，事実を経過とともに伝え，その場で子どもに事実の確認をする。
（２）相手の状況も伝え，いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝える。
（３）指導の経過と変容の様子等を伝え，指導に対する理解を求める。
（４）誰もが，いじめる側にも，いじめられる側にもなりうることを伝え，学校は事実について指導し，よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
（５）事実を認めなかったり，うちの子どもは首謀者ではないなどとして，学校の対応を批判したりする保護者に対しては，あらためて事実確認と学校の指導方針，教師の子どもを思う信念を示し，理解を求める。
（６）保護者を非難したり，これまでの子育てを批判したりすることのないように十分留意する。

いじめ対応（フロー図①）

【学校】（いじめの「認知」）
○本人・保護者からの情報を受けて，事情聴取やアンケートを実施。
○「学校いじめ防止組織」により，いじめの事実が明確になり「いじめによる不登校」（３０日未満でも一定期間連続して欠席）と認知する。
○『重大事態の発生』　※別紙フロー図②へ

【定期的な生徒指導会議等の実施】
○生徒指導上の問題点や気になることを情報共有する。

【必要に応じてケース会議の実施】
○医療機関，訪問相談担当教員，子どもと親のサポートセンター等との連携を図る。

報告 / 助言指導

【富里市教育委員会】
○重大事態等の調査委員会を設置
（弁護士・精神科医・学識経験者・心理や福祉の専門家等の参加を図る〈第三者委員会〉）

情報提供　支援 / 情報提供 / 報告 / 情報提供 / 情報提供　指導

北総教育事務所　富里市教育長

【被害児童生徒】
○二度といじめを起こさないという「安心・安全」の構築
○医療を中心に※ＰＴＳＤ等の症状緩和を図る。
○専門機関を活用して，継続的に自宅での心のケアを図る。
○学校復帰はゆっくりと，人間関係の再構築に向けた支援を行う。

【被害児童生徒の保護者】
○事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。
○具体的な再発防止策を提示し，学校復帰に向けた支援や学習支援を行う。
○スクールカウンセラー・訪問相談担当教員が不安や悩みを聴く。
○「いじめ」対策への取組の見直し，強化を報告。

【加害児童生徒・保護者】
○事実関係の説明と確認
○反省と被害者への謝罪
○保護者と連携して指導・再発防止

※ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress　Disorder）
生死に関わるような実際の危険にあう体験や，強い恐怖を感じる体験が記憶に残ってこころの傷（トラウマ）となり，何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるという病気。

【対応のポイント】
○いじめがあったことをしっかりと認知し，被害者・保護者に寄り添う。
○被害児童生徒の安全・安心を守ることを最優先課題として支援する。
◆「継続的に欠席」の時点で，いじめが要因では？という視点をもち，いじめの早期発見・早期対応に努める。

重大事態の発生　（別紙フロー図②）

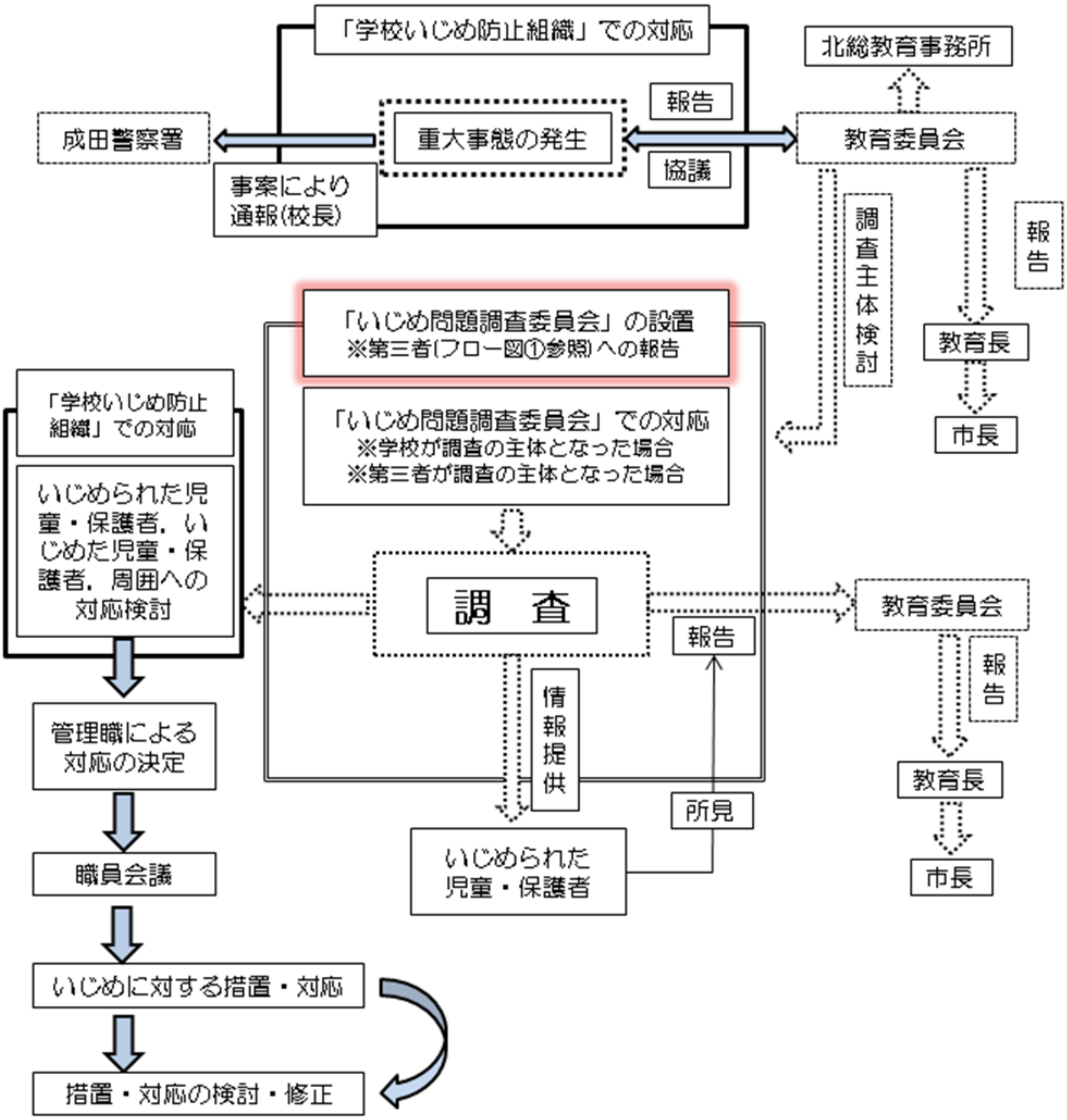

※　重大事態の調査主体が，第三者委員会となった場合は，第三者委員会への資料等の提出など調査に協力する。
※　調査によって明らかになった事実関係については，いじめられた児童・保護者に対して，適時・適切な方法で提供・説明を行う。

第６章　重大事態への対処について

１　重大事態の基準

重大事案とは（法第２８条第１項第１号及び第２号）

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・不登校の定義を踏まえ，年間３０日を目安とするが，児童が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会及び学校の判断で重大事態と認識する。

（３）その他の場合

・児童生徒や保護者から，いじめを受けて重大事案に至ったという申立てがあったときは，重大事態が発生したものととらえる。

２　重大事態が発生した場合の対応

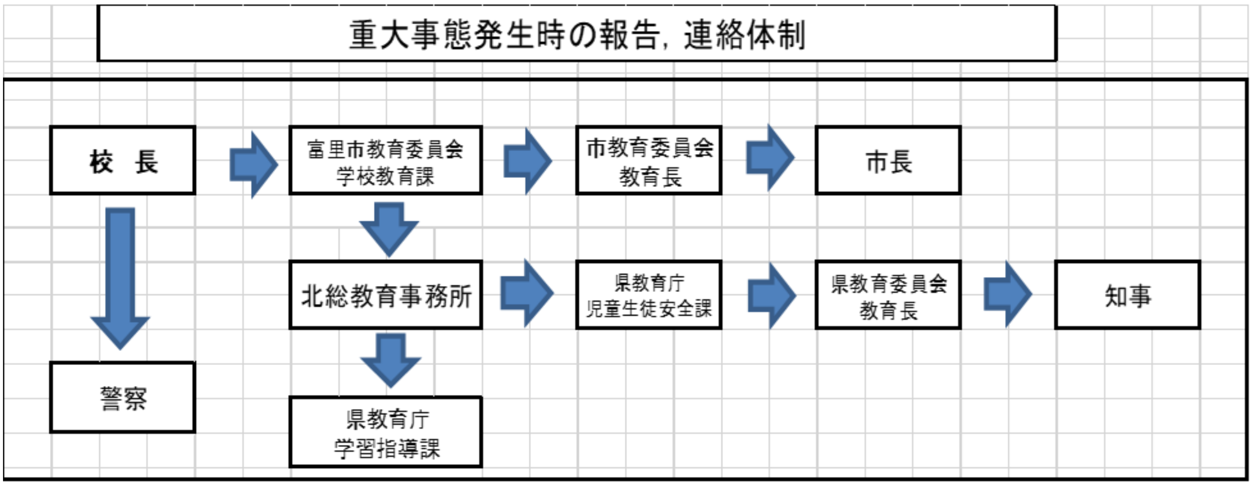

３　重大事態発生の報告について

学校は，重大事態と思われる案件が発生した場合には，直ちに教育委員会に報告する。※学校は，教育委員会に電話等で速やかに報告後，その後，文章による報告を行う。

４　調査について

【調査主体】

（１）調査主体は、教育委員会又は当該学校とする。調査主体をどこに設置するかは、教育委員会が判断する。

（２）教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、法第２８条に基づき、速やかにその下に組織を設ける。
教育委員会が調査を行う際には、調査組織として「富里市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設け、これが調査にあたる。学校が調査主体の場合には、各校のいじめ防止対策委員会を中核としつつ、調査内容や人的措置等について、教育委員会の協力を得る。

【組織】
（1）学校は，そのいじめ事案が重大事態であると判断したときには，当該重大事態に係る調査を行うために,速やかに組織を設ける。また警察への通報など,関係機関との連携をする。

５　事実関係を明確にするための調査の実施
【事実関係を明確にする】
（１）重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか,学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を,可能な限り網羅的に明確にする。
（２）この調査は，民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校が事実に向き合うことで，当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。
（３）教育委員会が調査を行う際は，調査組織として「富里市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。
【いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合】
（１）いじめられた児童から十分に聴き取るとともに，在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際，いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。
（２）調査による事実関係の確認とともに，いじめた児童への指導を行い，いじめ行為を止める。
（３）いじめられた児童に対しては，事情や心情を聴取し，いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
【いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合】
（１）児童生徒の入院や死亡など，いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者に今後の調査について協議し，調査に着手する。
（２）調査方法としては，在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行っていく。**調査に際しては，下記に示した国のいじめ防止等のための**

基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月１４日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成２８年３月）の内容を参考にし，適切に実施する。

＜参考＞

ア）いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合，いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに，在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際，いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば，質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり，被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

調査による事実関係の確認とともに，いじめた児童生徒への指導を行い，いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては，事情や心情を聴取し，いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。

これらの調査を行うに当たっては，「学校における『いじめの未然防止』『早期発見』『いじめに対する措置』等のポイント」を参考にしつつ，事案の重大性を踏まえて，学校の設置者がより積極的に指導・支援したり，関係機関ともより適切に連携したりして，対応に当たることが必要である。

イ）いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など，いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は，当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者に今後の調査について協議し，調査に着手する必要がある。調査方法としては，在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については，その後の自殺防止に資する観点から，自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては，亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ，その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し，遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については，(注) 第２８条第１項に定める調査に相当することとなり，その在り方については，以下の事項に留意のうえ，「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

（注）いじめ防止対策推進法第２８条のこと

○　背景調査に当たり，遺族が，当該児童生徒を最も身近に知り，また，背景調査について切実な心情を持つことを認識し，その要望・意見を十分に聴取するとともに，できる限りの配慮と説明を行う

○　在校生及びその保護者に対しても，できる限りの配慮と説明を行う
○　死亡した児童生徒が置かれていた状況として，いじめの疑いがあることを踏まえ，学校の設置者又は学校は，遺族に対して主体的に，在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案
○　詳しい調査を行うに当たり，学校の設置者又は学校は，遺族に対して，調査の目的・目標，調査を行う組織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，できる限り，遺族と合意しておくことが必要
○　調査を行う組織については，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める
○　背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含めて，客観的に，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
○　客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり，それらの事実の影響についての分析評価については，専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する
○　学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており，学校の設置者の適切な対応が求められる
○　情報発信，報道対応については，プライバシーへの配慮のうえ，正確で一貫した情報提供が必要であり，初期の段階で情報がないからといって，トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり，断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお，亡くなった児童生徒の尊厳の保持や，子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ，報道の在り方に特別の注意が必要であり，ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある

（自殺の背景調査における留意事項）

（１）児童の自殺という事態が起こった場合の調査については，その後の自殺防止に資する観点から，自殺の背景調査を実施する。この調査においては，亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し，遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

（２）背景調査に当たり，遺族が，当該児童を最も身近に知り，また，背景調査について切実な心情を持つことを認識し，その要望・意見を十分に聴取するとともに，できる限りの配慮と説明を行う。

（３）在校生及びその保護者に対しても，全校集会や保護者説明会を設定し，できる限り配慮と説明を行う。

（４）死亡した児童が置かれていた状況として，いじめの疑いがあることを踏まえ

学校は，遺族に対して主体的に，在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

（５）詳しい調査を行うにあたり，学校は遺族に対して，調査の目的・目標，調査を行う組織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，できる限り，遺族と合意しておく。

（６）背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含めて，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

（７）情報発信，報道対応については，プライバシーへの配慮のうえ，正確で一貫した情報提供をする。

（８）初期の段階で情報がないからといって，「トラブルや不適切な対応がなかった。」と決めつけないようにする。

【調査結果の提供および報告】

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

（１）学校又は教育委員会は，いじめを受けた児童やその保護者に対して，調査によって明らかになった事実関係について，いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

（２）これらの情報の提供にあたって学校は，他の児童のプライバシーに配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

【調査結果の報告】

（１）市長は、法第３０条第２項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である「富里市いじめ問題再調査委員会」により、再調査を行う。

（２）市長は、再調査により明らかになった事実関係や再発防止策等について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。なお、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護に十分に配慮し、適切に提供するものとする。

第８章　公表・点検・評価について

１　ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。

２　本校では，年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者，児童，所属職員で評価することを定めている。学校だけの評価で終わらないようにする。

３　本校は学校いじめ防止基本方針を年度ごと，または状況に応じてその都度，見直しを行っていく。

４　学校いじめ防止基本方針に示された，アンケート調査，個人面談，いじめの認知と対応，校内研修等，学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評

価項目に設定し，ＰＤＣＡサイクルに基づいて取組の改善を図る。

５　年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い，これに基づいた対応を取る。

重大事態の対応（別紙フロー図③）

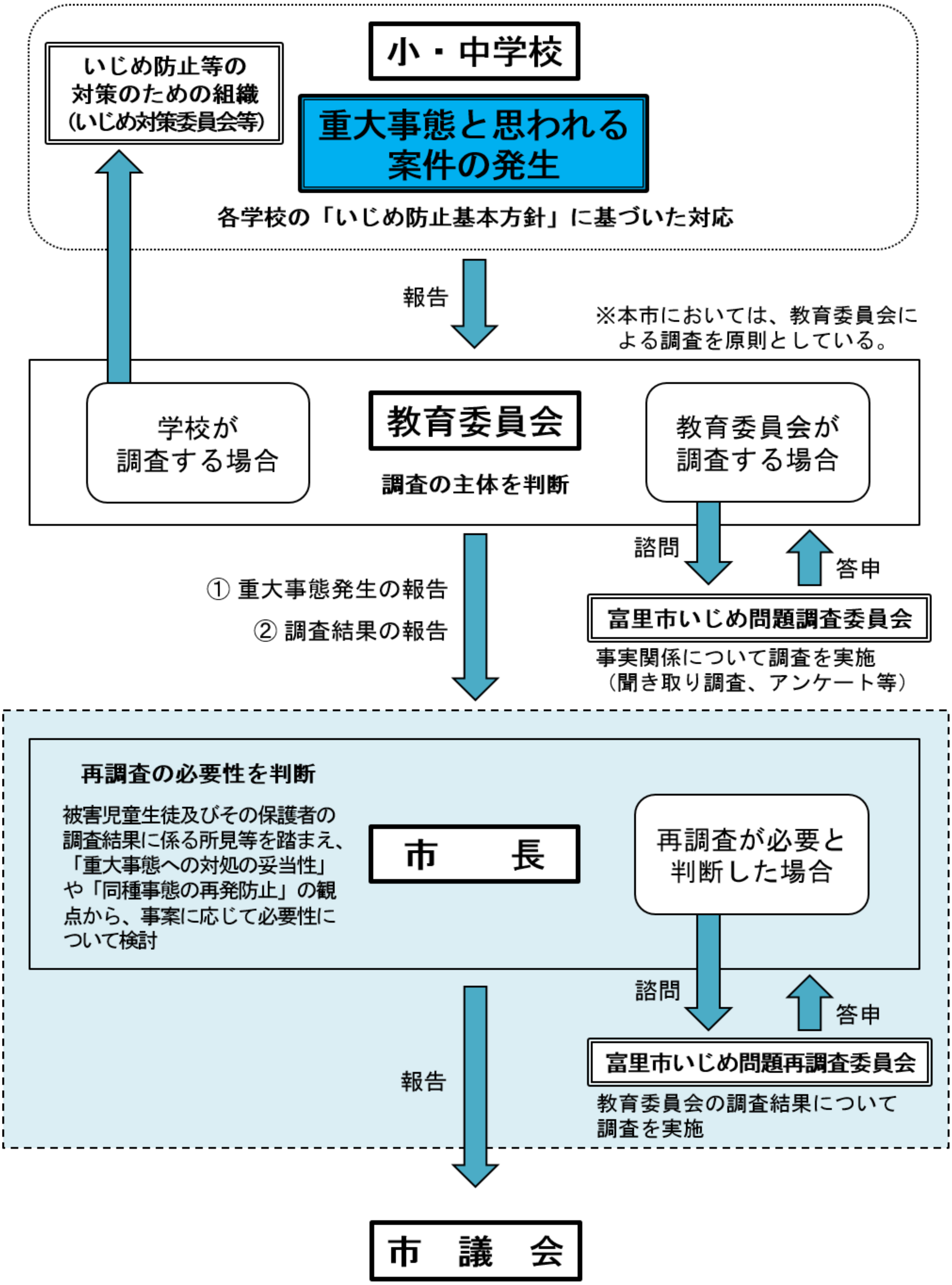

関連法案等

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

（平２５・６・１９衆議院文部科学委員会）

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

（平２５・６・１９参議院文部科学委員会）

いじめ防止対策推進法　（平２５・６・２１成立）

いじめ防止対策推進法　（平２５・６・２８公布）

いじめ防止対策推進法（概要）

いじめ防止対策推進法　（平２５・９・２８施行）

いじめの防止等のための基本的な方針の策定

（平２５・１０・１１通知）

（別掲　教職員研修資料）

いじめに関する教職員の研修

資料１　いじめの認識

①いじめはどの子どもにも，どの学校にも起こり得るものである。

②いじめは人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。

③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑤いじめはその行為の態様により暴行，恐喝，強要等の刑罰法規に抵触する。

⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

⑧いじめは学校，家庭，地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって取り組むべき問題である。

資料２　　いじめの４層構造及び態様

いじめは単にいじめを受けている児童といじめている児童との関係だけでとらえてはいけない。いじめは四層構造になっている。

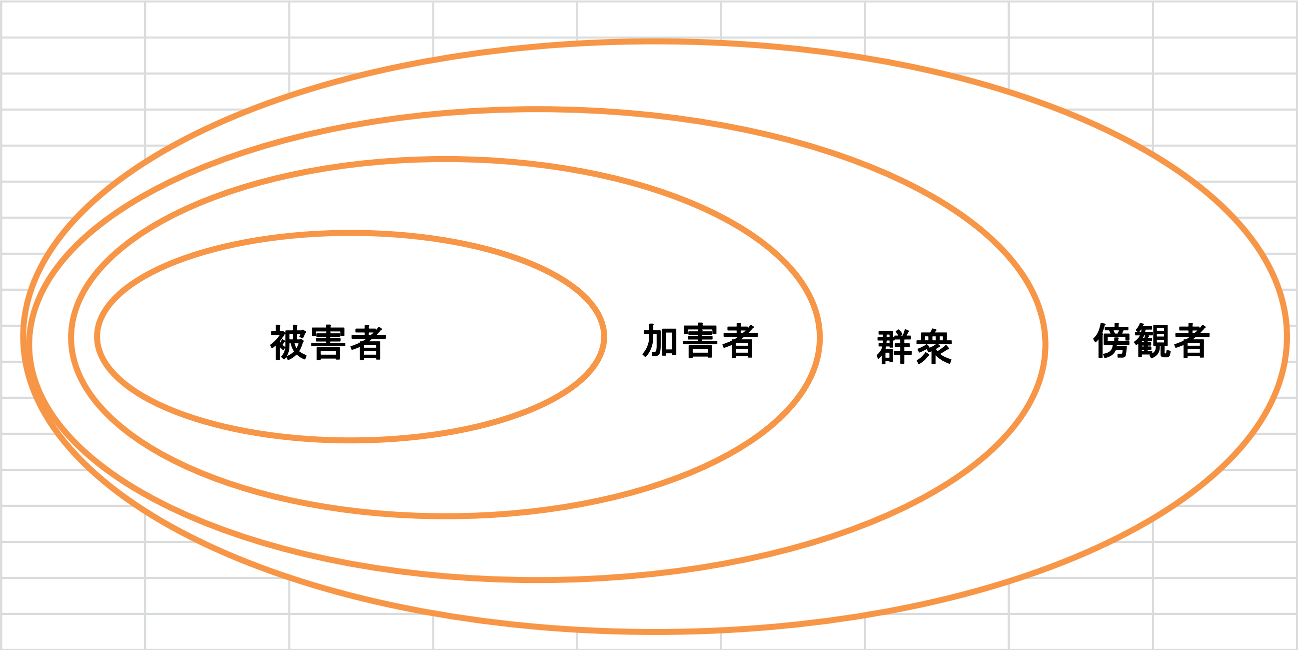

被害者：いじめを受けている児童
加害者：いじめをしている児童
群衆　：周りではやし立てる児童
傍観者：見て見ぬふりをする児童

○いじめの様態

・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，いやなことを言われる。
・仲間はずれ，集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
・いやなこと，恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷やいやなことをされる。
・その他

○いじめられている子どもの気持ち

・自尊心を傷つけられたくない，親に心配をかけたくない，（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから，いじめられている事実を言わないことが多くなります。
・屈辱をこらえ，平静を装ったり，明るく振る舞ったりすることがあります。

・「自分に原因があるから」と自分を責め，自分の存在を否定する気持ちに陥ることがあります。
・ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがあります。

○いじめている子どもの気持ち

・いじめの深刻さを認識しないで，からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。
・自分がいじめのターゲットにならないよう，いじめに加わることがあります。
・いじめられる側にも問題があると考え，いじめの行為を正当化して考えていることがあります。

○いじめの原因

・学校，家庭，地域社会にある様々な要因を背景として，子どものストレスのはけ口の手段としていじめが発生します。
・相手の人権の配慮に欠け，差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより，いじめが発生します。

資料３　いじめ発見のポイント

■登下校時

★遅刻・欠席が増える（３日目までにチェック）
★始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
★教職員と視線が合わず，うつむいている。挨拶をしなくなる。
★特に用事もない（と思われる）のに，教職員に近づいてくる。
★一緒に登下校する友人が違ってくる。

■朝の会

★提出物を忘れたり，期限に遅れたりする。
★元気がなく，表情がさえない。
★体調不良（頭痛，腹痛，吐き気等）を訴える。
★担任等教職員が教室に入室後，遅れて入室する。
★欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

■授業中

★保健室，トイレに行くようになる。
★授業道具等の忘れ物が目立つ。
★決められた座席と違う場所に座っている。
★周囲の子が机，椅子を離して座ろうとする。
★教科書，ノート等に落書き，汚れがある。
★正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
★他の児童生徒から発言を強要される，突然個人名が出される。
★球技の際にパスされなかったり，パスが集中したりする。

■休憩時間・昼食時・清掃時

★給食・弁当等を一人で食べることが多い。
★一人でいることが多く，集団での行動を避けるようになる。
★遊びと称して，友達とふざけあっているが表情がさえない。
★掃除が終わっているのに，後片付けを一人でしている。

■帰りの会，ショートホームルーム，放課後

★用事がないのに，教師や職員室の周りにいる。
★靴や傘など，持ち物が紛失する。
★帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。配付したプリント等が特定の子にわたらない。
★班ノートや学級（ホームルーム）日誌に何も書かなくなる。
★あわてて下校する。又はいつまでも学校に残っている。

別途資料　アンケート　（表）

七栄っ子の生活アンケート（　　月）

年　　組（　　　　　　　　　　　　）

☆これは，テストではありません。みなさんがより楽しく生活するためのアンケートです。
あなたの素直な気持ちを教えてください。

＊あてはまる番号（１～４）に〇をつけましょう。

	あてはまる	どちらかというとあてはまる	どちらかというとあてはまらない	あてはまらない
ア　学校が楽しい	１	2	3	4
イ　みんなと何かするのは楽しい	１	2	3	4
ウ　授業に進んで取り組んでいる	１	2	3	4
エ　授業がよくわかる	１	2	3	4
オ　楽しいと思うことや好きなことがある	１	2	3	4
カ　がんばっていることがある	１	2	3	4

↓

がんばっていることは何ですか。	

☆次のようなことを学校のだれか（友だち）からされたり，だれか（友だち）にしたりしましたか。

	なかった	少しあった（2～3回）	あった（月に2～3回）	よくあった（週に１回以上）
キ　たたかれたり，けられたり，強く押されたりした。（暴力を受けた）	１	2	3	4
ク　暴力ではないが，いじわるされたり，いやな思いをさせられたりした。	１	2	3	4
ケ　スマホ，パソコンを使って，悪口などを書き込まれいやな思いをした。	１	2	3	4
コ　たたいたり，けったり，強く押したりした。（暴力をふるった）	１	2	3	4
サ　暴力ではないが，いじわるしたり，いやな思いをさせたりした。	１	2	3	4
シ　スマホ，パソコンを使って，悪口などを書き込んだり，いやな思いをさせたりした。	１	2	3	4

別途資料　アンケート　（裏）

＊あてはまる（　　）に○をつけましょう。

☆何か，悩んでいる（困っている）ことや相談したいことがありますか。

（　　）ありません

（　　）あります

→ 担任の先生に相談したい。　（　　）

他の先生に相談したい。　（　　）

↓

〔だれに〕

〔悩んでいる（困っている）こと・相談したいこと〕

（　　）家族のこと

（　　）友だちのこと

（　　）勉強のこと

（　　）その他

↓

〔その他〕

※人に悩みを相談することは，はずかしいことではありません。
ひとりで悩まずに一緒に考えていきましょう。

【付則】

追加

平成２８年度　　いじめアンケート　　５月→　６月（運動会後の人間関係）
１０月→１１月（後期開始の人間関係）
１月→１月下旬（冬休み明けの人間関係）

※　行事の後や長期休業に向けてなど，変化が出やすい時期での実施に変更。
個別面談での保護者との共通理解を取りやすい時期に変更。

変更･追加

平成３０年度

第１章いじめの防止等に関する基本的な考え方

１　いじめの定義

２　いじめの理解と基本理念

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

第２章いじめの防止等のために本校が実施する施策

第３章いじめの未然防止について

第４章いじめの早期発見について

第５章いじめの相談･対処について

４　いじめに対する措置

第６章重大事態への対処について

追加

平成３１年度

第３章いじめ未然防止について

６　計画的，組織的な指導計画の作成及び実施

※ いじめゼロ宣言に具体的な活動内容として，昼の放送でのクラス発表

※ いじめ対策８月に長期休業明け・自殺予防の取組　９月に掲示物作成

※別添資料として，アンケートを掲載する。

追加

令和２年度

第１章いじめの防止等に関する基本的な考え方

１　いじめの定義

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

変更

令和３年度

別途資料アンケート

追加

　令和４年度

　SOSの出し方教育の設定

　４月に，教育相談強化月間設定